くみあいNEWS☆

第１５２０１号
2019年11月8日（金）
日本製鉄和歌山労働組合
組　織　教　宣　部
WAKAYAMA WORKERS' UNION

組合ＨＰ：http://nssmwu.jp/　　代表内線番号　和歌山地区（本部）（54）－3590
堺地区　652990／海南地区（54）－5555

2020年度第3回中央委員会報告

【日時】10月30日（水）17時15分～18時15分
【出欠】出席88人　委任10人　欠席1人
【議長】箕澤氏

（1）報告事項

①上部団体会議報告
・第4回中央執行委員会
・中央労使協議報告

②各種団体報告
・日本製鉄健康保険組合　第24回理事会・第20回組合会報告
・10月度中央安全衛生委員会報告

③箇所労使協議報告
・2019年11月度生産計画について
・健康で効率的かつクリエイティブな働き方の実現に向けて（その3）

④こくみん共済 coop 割戻金報告

（2）協議事項

①「年末助け合いカンパ」の実施について

（3）審議事項

①第52期青年女性部委員補欠選挙に関する件（案）

②連合和歌山「結成30周年海外視察」派遣に関する件（案）

③組合員管理システムの更新に関する件（案）

（4）その他

①11月度日程について

中央委員会の議事内容（抜粋）を紹介します。

◆健康で効率的かつクリエイティブな働き方の実現に向けて（その3）

（会　社）

1.所内常昼職場の完全フレックス化について

本施策については、所内常昼職場の完全フレックス化に加え、フレックスコアタイムの11時から14時への変更、整備部門の定修・大修繕時期やその他部門における繁忙期などにコアタイム解除申請書の提出に基づき、コアレス化を実施したものである。常昼職場の完全フレックス化については、運用開始前に人事部門から各職制および各階層に制度内容を説明したこと、また、運用開始後も都度、各所属へのフォローを実施することで円滑に制度運用が図れている。

更に、コアレス化については、突発トラブル、安全パトロール、台風対応など、必要に応じた活用が浸透してきており、一定の成果を果たせているものと認識している。

但し、コアレス化活用時は、人事部門に対し『コアタイム解除申請書』を提出する必要があり、その頻度によるものの一部負荷が発生しているとの意見もふまえ、今後、更に円滑な運用を図るべく、利便性をはじめ、より柔軟な働き方について労使間にて検討を行いたい。

2.テレワーク制度について

テレワーク制度については、2019年4月～10月を試行期間とし、スタッフ部門から育児・介護に従事する者、単身赴任者の27名をモニターとして実施した。モニターからの意見としては、「通

勤に要する時間を育児に有効活用できた」、「集中して机上検討業務に取り組むことができた」、「夏休みや学校行事の振替休日など、家で子供を見る場合の選択肢が増えた」など、時間の有効活用・業務アウトプット・ワークライフバランス全ての面において効率的な働き方ができたという意見が太宗を占めている。

いずれにせよ、テレワーク制度については、試行したモニターからの意見に鑑みても十分に運用できる制度であると判断できる。その上で、今後、対象者を広げることで、より健康で効率的かつクリエイティブな働き方を実現することを目的とし、以下の内容にて、2019 年 11 月以降、正式に制度を導入することとしたい。

(1) 適用対象者

①テレワークの適用対象者は、フレックスタイム制適用者および育児・介護のための短時間勤務措置適用者で、上司および人事部門が業務内容に鑑み事前に認めた者とする。

②テレワークの適用を希望する者は、適用可否の確認および必要な準備のため、原則として、テレワークの開始を希望する 1 ヵ月前までに所定の届を会社に提出することにより申し出る。

③テレワーク適用者に配転、転勤などがあった場合は、テレワーク対象者を取り消すこととし、異動先においてテレワークの適用を希望する場合は、原則として、テレワークの開始を希望する 1 ヵ月前までに、所定の届を会社に提出することにより申し出る。

④適用対象者と認定した後において、以下の一つに該当する場合は、テレワークの適用対象を取り消すことがある。

・勤務形態や担当業務の変更があった場合
・服務規律に反していると認められる場合
・テレワークによる業務成果の低下、職場の業務運営への支障などが認められる場

(2) 適用

①適用対象者がテレワークの実施を希望する場合は、原則として、上司に申し出ることとし、当日の業務内容に鑑みテレワークが可能と判断した場合に実施する。

但し、休日・休暇・休業・欠勤などにより出社できない場合や長期出張などを除き、原則として、週 1 日以上は出社しなければならない。なお、出社日における勤務の取り扱いについては、フレックスタイム制または、育児・介護のための短時間勤務措置に基づくものとする。② ①にかかわらず、会社は、業務上必要がある場合、適用対象者に対してテレワークを命じることがある。

(3) 勤務の取り扱い

①テレワークにおける勤務時は、始業時および終業時に勤務管理者に連絡することとし、実労働時間を労働時間として把握する。なお、テレワークによる勤務時間中は、原則として、業務上の連絡に対応できる状態でなければならない。

②テレワーク当日に自らの都合により就業場所間を移動した場合は、移動時間を労働時間として取り扱わない。但し、昇給および賞与における欠勤日数の取扱いにおいて、自己の都合による遅刻、早退および外出とはしない。

③時間外および休日勤務については、事前に上司の許可を受けなければならない。

④育児・介護のための時間外勤務措置適用者の勤務については、1 日または半日単位とし、時間外および休日勤務は認めない。なお、半日単位の場合は半日年次有給休暇と組み合わせることを基本とする。

(4) 情報通信機器の貸与・費用の負担

①テレワークに使用する情報通信機器は会社が貸与する。

②その他の費用については、適用対象者の負担とする。

(5) 情報管理

情報管理については、情報管理基本規程その他の諸規則に基づく。

最後に、常昼職場の完全フレックス化（コ

アレス化を含む）、テレワーク制度の試行期間を通して、従業員からコアタイムを設定することについて不要との意見があることから、引き続き、更なる働きやすさを追求した話し合いを労使間にて検討することとしたい。

（組　合）

1.所内常昼職場の完全フレックス化について

会社は、本年4月1日より試行した所内常昼職場の完全フレックス化とコアタイムの短縮について、円滑に制度運用が図られている旨述べられた。組合としてもこれらの制度は、より柔軟な働き方に寄与するものと受け止めている。但し、人的裕度が無い状況等により制度の活用が難しいといった声もあることから、より本制度の活用ができるように、業務の取捨選択、標準化・システム化による効率化、高度ＩＴ等の導入、ならびに管理者のマネジメント力強化等に引き続き取組むよう求めておく。また、コアレス化については、「コアタイム解除申請書」の作成による負担が生じていることについて理解するものであり、労使間で検討を行うべく実態を把握する必要がある。

2.テレワーク制度について

テレワークの箇所における試行結果については、時間の有効活用、業務アウトプット、ワーク・ライフ・バランス全ての面において効率的な働き方ができたという意見が太宗を占めた旨が述べられた。

組合としては、本制度の導入は利用者にとって時間の有効活用と、育児・介護と仕事の両立といったワーク・ライフ・バランスの実現等を含め、導入趣旨である「健康で効率的かつクリエイティブな働き方の実現」に資するものであると考える。

今後、対象者を広げる際は、制度の運用面において、本制度適用対象者が利用しやすい職場環境の整備・職場風土を醸成していくことが必要と考えることから、会社として制度の周知・浸透を徹底することはもとより、情報通信機器の整備等も含め環境の構築を求めておく。

最後に、誰もが活き活きと活力を持って働くためには、時間外労働の削減、心身の健康維持・増進等によりワーク・ライフ・バランスを実現させることが重要であることから、引き続き各支部と連携を図りながら更なる働きやすさを追求すべく労使間で検討を重ね、その実現に向けて取組む所存である。

◆こくみん共済 coop 割戻金報告

1.支 払 日　2019年11月29日（金）（予定）
2.支払方法　近畿労働金庫の個人口座へ振込み
3.対象期間　2018年6月1日（金）～2019年5月31日（金）

◆「年末助け合いカンパ」の実施について

「年末助け合いカンパ」については、毎年青年女性部と共同で取組んでおり、不幸にもこの一年間にご逝去された組合員のご遺族と、傷病により長期にわたり療養されている組合員へのお見舞いとして、賛同して頂ける方々にカンパのご協力をお願いする。

尚、皆様から頂いたカンパ金は、上記の他に、基幹労連「ふれ愛カンパ」、日本製鉄労連「きずな基金」、東日本大震災で被災された方の復興支援「釜石支援カンパ」に対しても協力するべく、趣旨ご理解の上重ねてご協力をお願いする。

1.対象者

（1）ご遺族
2019年1月1日から2019年12月31日の間に、ご逝去された組合員のご遺族。

（2）長期療養者
2019年12月1日の時点で、1ヶ月以上療養されている方。または、この時点において1ヶ月以上の療養が必要とされる旨の診断書が提出されている方。

2.日程

（1）各支部カンパ実施期間
10 月 30 日（水）～11 月 29 日（金）
（2）対象者調査期間
10 月 30 日（水）～12 月 4 日（水）
（3）カンパ中央集計期間
12 月 2 日（月）～12 月 6 日（金）
（4）お渡し期間
12 月 10 日（火）～12 月 20 日（金）

※調査期間以降のご逝去者と、長期療養が必要と診断された方に対しても対応する。

3.集約方法

カンパ方法については、各支部にて、奉加帳へ「氏名」「カンパ額」等を記入し集計をお願いします。

皆様のご理解とご協力をお願いします

◆第 52 期青年女性部委員補欠選挙に関する件（案）

第 52 期組合役員における総務部協ならびに堺部協の青年女性部委員に欠員が生じたことから、選挙規程第 26 条・第 28 条、ならびに青年女性部運営規定第 11 条に基づき、補欠選挙を下記の通り執行する。

1. 青年女性部役員の補充（選挙規程　第 26 条・第 28 条、青年女性部運営規程　第 11 条）

役員に欠員が生じた場合は、原則補欠選挙を行う。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

2. 補欠選挙役員

・総務部協青年女性部委員　1 人
・堺部協青年女性部委員　　1 人

3. 選挙日程（選挙規程 第 11 条）

項目	日付	時間
No.1 告示	11/ 5(火)	
立候補受付	11/ 7(木)	7:00～ 8:30 11:30～13:00 16:30～18:00
No.2 告示	11/ 8(金)	
運動期間	11/11（月）～13(水)	6:00～20:00
期日前投票	11/11(月)～13(水)	7:00～15:00
一般投票	11/14(木)	7:00～13:00
開票	11/14(木)	13:00～13:30

4. 選挙権及び被選挙権（選挙規程 第 12 条）

選挙権、被選挙権の有資格者は、選挙当月1日現在の組合員で、選挙当日組合員であるものとする。

5. 立候補の届出（選挙規程 第 14 条）

各役員に立候補しようとする者は、定められた立候補届出書に所定の事項を記入し、選挙管理委員会の指示する日時に本人又は運動責任者から選挙管理委員会に届出をすること。

6. 投票（選挙規程 第 17・18・19・20 条）

投票は、選挙管理委員会所定の用紙を使用し、直接無記名投票とする。

7. 当選の決定（選挙規程 第 23 条）

当選者の決定は、高得票者より順次定員に従って当選とし、同得票数の場合は抽選とする。候補者が定数の場合は信任投票とし、この場合有効投票数の過半数の信任がなければ当選者とはならない。

8. 選挙運動の統制（選挙規程 第 29 条）

選挙運動については、選挙規程第 29 条に定める事項を厳守しなければならない。

9. その他

詳細については、組合規約・規程ならびに、本部選挙管理員会にて決定した事項に基づき施行する。

◆お知らせ

2019 年年末賞与支給日が 12 月 5 日に決定しました！